

開発者ポータルの利用申込について

目的

この開発者ポータルは、当行の金融機能を、API で提携事業者へ連携するための仕様を開示することを目的としており、当行との API 提携については、別途当行による事業者の審査が必要となります。

当行の API 提携に関する基準、規約等

当行の API 接続に関する連携方針、API サービス利用規定など、詳しくは下記の当行コーポレートサイトをご確認ください。

[電子決済等代行業者との連携および協働について](#)

秘密保持義務

1. 事業者は、開発者ポータルの内容等（以下「秘密情報」という。）について、これを秘密に保持するものとする。但し、次に挙げる情報については、この限りではない。
 - (1) 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に公知の情報
 - (2) 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に所有していた情報
 - (3) 開示、提供を受けまたは知り得た後に、相互の責によらず公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 法令上、行政上および裁判上の手続きに基づき、または監督官庁その他公的機関（金融商品取引所含む。）により開示を請求された情報
2. 事業者は、前項の規定に拘わらず、自己およびその親会社ならびにそれらの子会社および関連会社の役員および従業員（以下あわせて「役職員」という。）ならびに事業者の委任を受けた弁護士、公認会計士、税理士、もしくはこれに準ずる専門家に対しては、秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、かかる役職員に対して本規約と同等の秘密保持義務を課すものとする。
3. 事業者は、秘密情報について、保管または保有する必要がなくなった場合、法令または当行の内部規定に反しない限り、破棄もしくは返却する。

ご利用者様の責任

この開発者ポータルの利用者は自己の責任において利用するものとし、ポータルサイトを利用したことに関連して利用者が直接又は間接に被った全ての損害又は損失について、利用者が単独で責任を負うものとし、当行は一切の責任を負いません。

この開発者ポータルの利用者は、ポータルサイトを利用するにあたり、コンピューターウイルス等のマルウェア感染の防止対策、第三者に対するハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正侵入又は情報漏洩等の防止対策、第三者からのサイバー攻撃対策を、利用者の費用と責任に応じて講じるものとします。

開発者ポータルにログインするための ID やパスワードは利用者が自己の責任において管理するものとし、利用者において必要な範囲を超えて第三者へ提供することを禁止します。

本各項に利用者が違反して当行が損害を被った場合、当行は利用者に対して、当行の損害の全額、ならびに弁護士費用等一切の費用について、損害賠償請求いたします。

API 仕様の変更

この開発者ポータルで開示する API の仕様は、別途、提携事業者と提携契約書にて定める場合を除いて、通知することなく変更することがございます。

知的財産の帰属

この開発者ポータルで開示する API の仕様、およびその一切の派生物にかかる著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の一切の権利は、当行又は第三者に帰属します。当行は、開発者ポータルの利用者に対して、API の仕様及びその一切の派生物に関し、いかなる権利も付与するものではありません。

反社会的勢力の排除

1. 事業者は、現在、自己および自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 前項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
 - (4) 暴力団員等に対して暴力団員等と知りながら資金等を提供し、または便宜を供

与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

- (5) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗り、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
3. 事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 事業者は、自己の知る限り、自己の顧問または従業員（以下「従業員等」という。）が、現在、反社会的勢力に該当しないことを表明し、自己の従業員等が反社会的勢力に該当することを知ったとき、または従業員等もしくは自己の役員が前項各号のいずれかの行為を行っていることを知ったときは、当該従業員等または役員との間の雇用契約、顧問契約または委任契約を速やかに解除する措置をとるよう努めることを確約する。
5. 第1項に定める事業者の表明保証が真実でないことが判明した場合、または事業者が第3項に違反した場合には、何らの催告を要せず、直ちに開発者ポータルの利用停止をすることができる。
6. 第5項に基づき、ポータルサイトの利用停止により損害が生じた場合であっても、一切の補償または賠償責任を負わず、かかる開発者ポータルの利用停止により損害が生じたときは、事業者が損害賠償を請求することができる。

開発者ポータルの利用の停止

本規約に違反した場合や一定期間ポータルサイトにログインしていない場合等の理由により、当行は、開発者ポータルの利用の停止を行うことができるものとする。

準拠法及び裁判管轄

本規約の準拠法は日本法とし、関連する一切の紛争については、当行の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

その他

この開発者ポータルで開示する API の仕様に関して、当行は、その完全性、可用性、正確性及び使用目的への適合性について保証するものではありません。